## 自治基本条例の前文について

## 1 前文とは

## (1) 目的規定と前文

通常条例制定の由来や目的は、第1条の「目的規定」の中に盛り込むことが多いが、第1条の前に「前文」を置いてその中に条例制定の由来や背景、目的などを盛り込む場合がある。日本国憲法には前文が置かれているが、自治基本条例は「自治体の憲法」などと表現される場合もある故か、他の自治体で制定されている自治基本条例を見ると、前文が置かれているケースは多い。前文には裁判規範性がないというのが法令上の通説であるが、それにもかかわらず前文が置かれることが多いのは、条例が目指す理想をわかりやすく宣言できること、比較的自由な表現ができることなどが理由と思われる。

## (2) 前文の類型

いくつかの自治体の前文の例から見るに、前文に盛り込む主な内容としては、以下のようなものが挙げられる。

- ア まちの特徴、歴史、文化や地理的要素
- イ これまでの自治の取り組み
- ウ これからのまちのあるべき姿
- エ あるべき姿に到達するために必要な事項
- オ 条例制定の意義や決意

この中でも、全体としてどのような条例を目指すのかによって、どの部分を厚く書き 込むかが変わってくると思われる。

(3) 多くみられるキーワード

以下のキーワードは、複数の自治体において前文で用いられている傾向がみられる。

- ア 市民の信託
- イ 協働
- ウ 市民自治(住民自治)
- 工 最高規範
- オ まちづくり
- カ 基本原則
- キ 市政運営(行政運営)
- 2 これまでの議論で前文に盛り込む事項として出た項目

【第2回懇談会(平成28年12月19日)で出た項目】

- これまでも市民参加をしてきたこと、またそのプロセスを大事にしてきたこと
- ・ 武蔵野市の伝統や市民がつくり上げてきたもの

【前回第15回懇談会(11月17日)までの議論の中で出た項目】

- 市民は自治の主体であること、デモクラシーの担い手であることの自覚
- ・ 平和についての歴史的な経緯

- コミュニティを大事にするという姿勢
- 3 前文の規定の例(資料6のとおり)
- 4 武蔵野市の宣言、憲章、長期計画等について(参考資料2のとおり(第2回懇談会資料 再掲))